

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年01月04日

計画の名称	快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第 期）（重点計画）												
計画の期間	令和05年度 ~ 令和09年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	松山市												
計画の目標	国土交通省が策定した「新下水道ビジョン」による、汚水処理の概成に向けて、未整備地区における汚水処理の早期概成を目指す。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	6,212	A	6,212	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画的成果目標（定量的指標）	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R5当初	R7末	R9末
1	下水道処理人口普及率の向上 下水道処理人口普及率の向上 = 計画最終目標年における処理区域内人口 / 最終目標年の行政人口	66%	68%	69%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R05	R06	R07	R08	R09			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-001	下水道	一般	松山市	直接	松山市	管渠(汚水)	新設	未普及解消下水道整備事業(管渠)	管渠整備	松山市						3,137	-	
	A07-002	下水道	一般	松山市	直接	松山市	-	-	施設計画の見直し	施設計画の見直し	松山市						75	-	
	A07-003	下水道	一般	松山市	直接	松山市	-	新設	下水汚泥固形燃料化事業	下水汚泥固形燃料化施設整備	松山市						3,000	1.17	-
											小計						6,212		
											合計						6,212		

社会資本整備総合交付金の執行状況

【15章】快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第Ⅱ期）（重点計画）

（単位：百万円）

	R5	R6	R7	R8	R9
配分額 (a)	976				
計画別流用増減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	976				
前年度からの繰越額 (d)	303				
支払済額 (e)	498				
翌年度繰越額 (f)	781				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h=c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i=(g+h)/(c+d)) %	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第 期）（重点計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が都道府県構想などの基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。（公衆衛生・生活環境の向上改善・公共水域の水質保全）	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成するうえで適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示している。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた整備手法の住み分けが実施されている。	○
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に対して住民等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 長期的な事業継続に対する見通しを立てている。	○
III. 計画の実現可能性 計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。	○

計画の名称 15 快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第Ⅱ期）（重点計画）

計画の期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

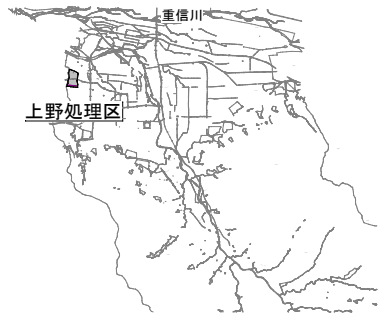
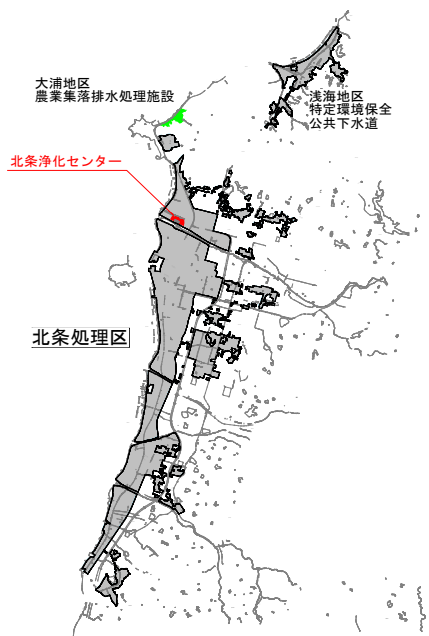
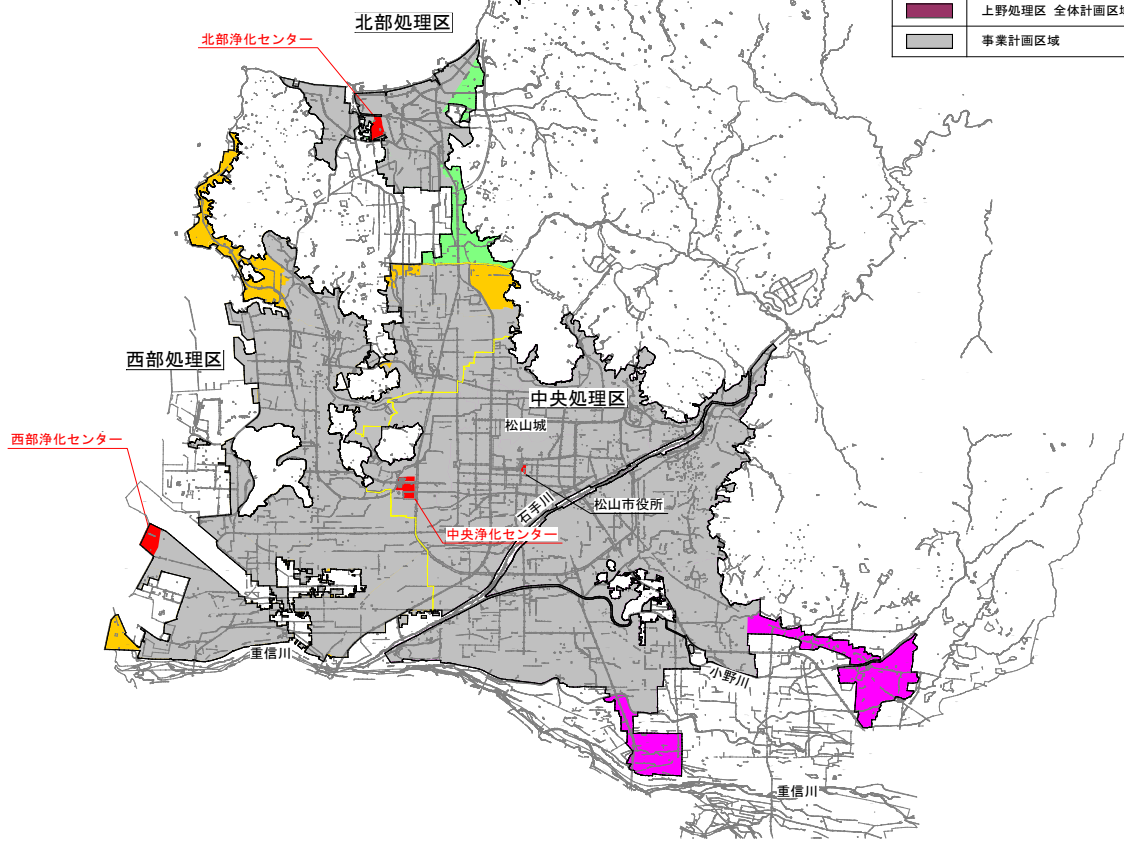
交付対象

松山市

公共下水道計画図







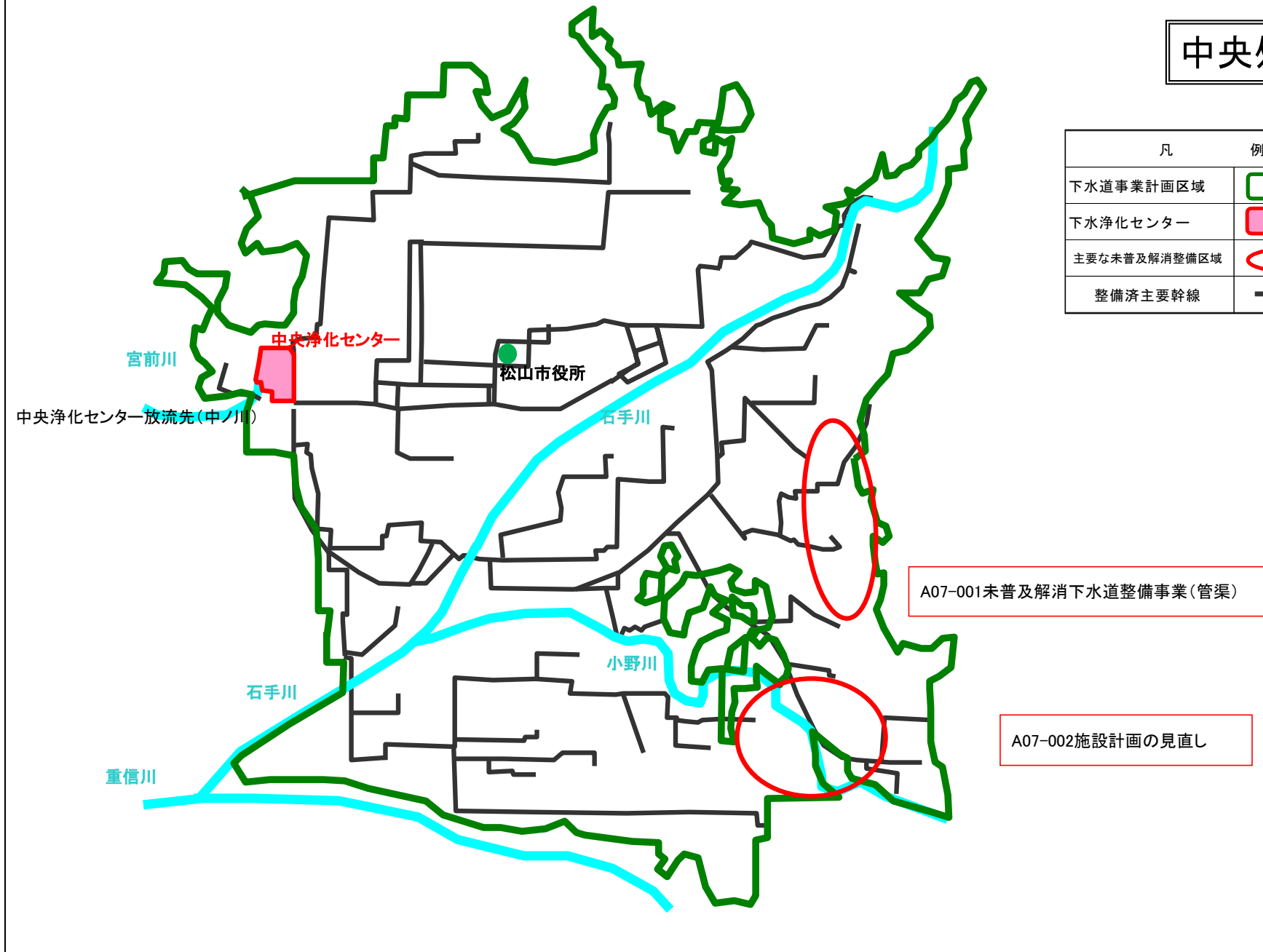
凡 例	
	中央処理区 全体計画区域
	西部処理区 全体計画区域
	北部処理区 全体計画区域
	北条処理区 全体計画区域
	上野処理区 全体計画区域
	事業計画区域



計画の名称	15 快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第Ⅱ期）（重点計画）	交付対象	松山市
計画の期間	令和5年度～令和9年度（5年間）		

中央処理区

凡	例
下水道事業計画区域	
下水浄化センター	
主要な未普及解消整備区域	
整備済主要幹線	




計画の名称 15 快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第Ⅱ期）（重点計画）

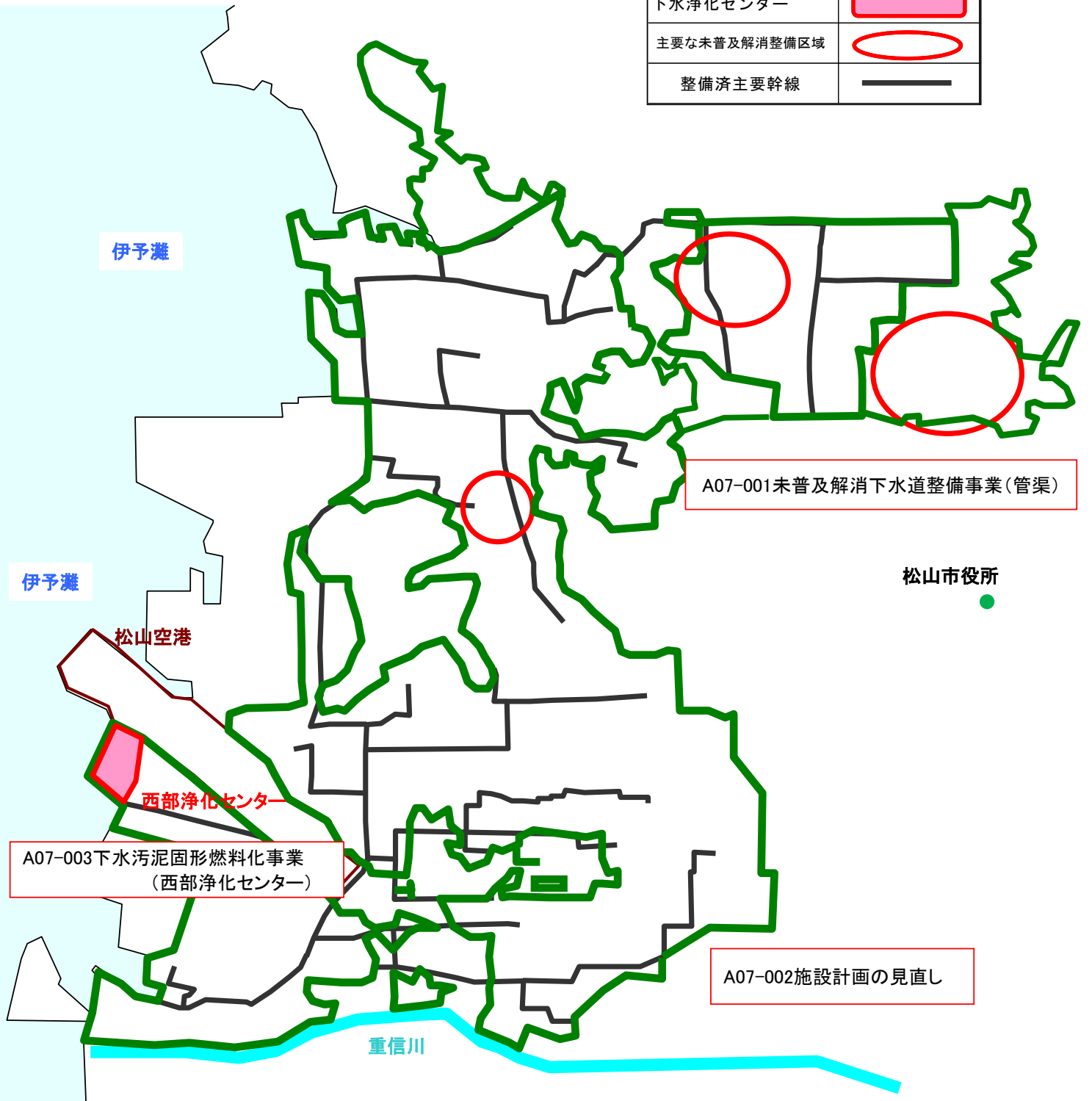
計画の期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

交付対象

松山市

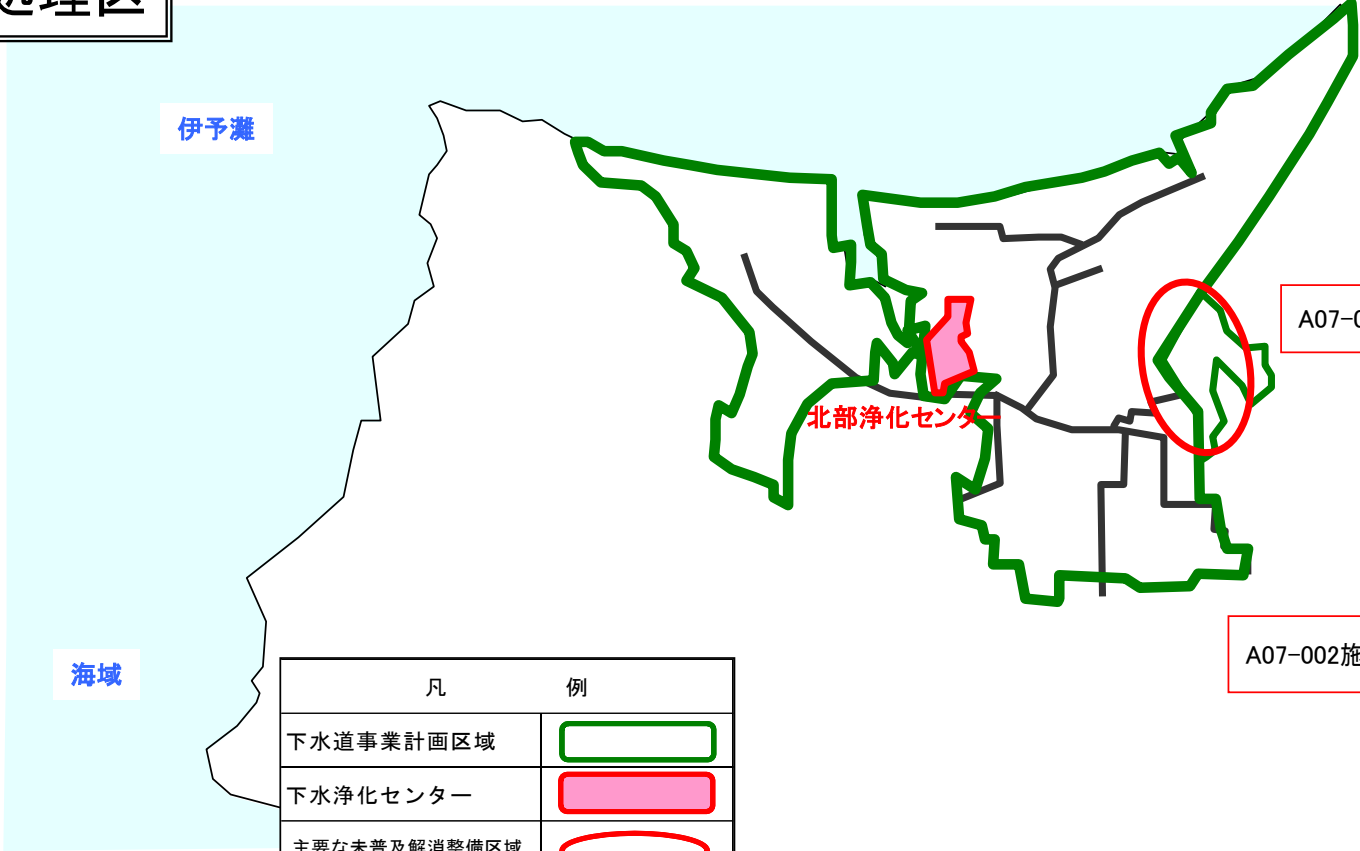
西部処理区

凡	例
下水道事業計画区域	
下水浄化センター	
主要な未普及解消整備区域	
整備済主要幹線	



計画の名称	15 快適な暮らしづくりのための汚水処理の普及促進（第Ⅱ期）（重点計画）	交付対象	松山市
計画の期間	令和5年度 ～ 令和9年度（5年間）		

北部処理区



凡	例
下水道事業計画区域	
下水浄化センター	
主要な未普及解消整備区域	
整備済主要幹線	